

反戦情報

2016・10・15 No.385

2001年2月9日第3種郵便物認可 第385号
2016年10月15日発行（毎月1回15日発行）

戦争行為へと踏み出すPKO新任務



安保法制強行1周年の9月19日、国会前に結集して戦争法発動に反対する2万3000人の人々

〈巻頭言〉	
南スーダン—「退避勧告」、でも「治安は安定」?!	2
〈焦点〉	
戦争法廃止！ 9・19国会前行動に2万3千	3
〈教育〉	
帝国書院が『新現代社会』『沖縄と米軍基地』再訂正	
－沖縄教科書問題で民意の新たな勝利－ 高嶋 伸欣	4
〈教科としての〉道徳が始まると 河東 真也	6
〈軍産学共同〉	
軍学共同反対連絡会結成！ 小寺 隆幸	9
〈論壇〉	
今こそ「生前退位」で「戦争責任」を(中)	
－現代版「大日本帝国」の清算－ 豊旗 梢	11

〈岩国から〉	
一大拠点化が進む米海兵隊岩国基地	
－最新銃機F35B配備通告と岩国市議会全協－	16
〈原発〉	
山口県と中電ぐるみの上関原発埋立免許の延命策	
－情報公開文書から見えるもの－ 本田 博利	17
上関原発計画推進に回帰した山口県	
－知事の埋立免許延長許可に続き議会が推進意見書－	19
「老朽原発より新設を」の世論づくりを危惧 戸倉 多香子	20
〈読者の広場〉	
天皇の生前退位について 宇佐美 瞳朗	21
私たちの手で憲法を政治に反映させよう 田坂 量慈	22
〈映画の世界169〉	
『野火』 鈴木 右文	23

奇妙な話だ。事実上、内戦状態なのは誰にもわかる南スーザン情勢。首都ジュバでは7月に大統領派と副大統領派の大規模な衝突がおこり、市民数百人と中国のPKO隊員が2名死亡している。それで国連安保理は8月に、より積極的な武力行使が可能な権限をもつPKO部隊4000人の増派を決めた。こうしたなか外務省は、旅行者への危険情報で南スーザンに最高レベルの「退避勧告」を出している（10月10日段階）。

ところが、この8日にその首都を訪問、自衛隊宿営地などを駆け足で視察した稻田朋美・防衛相が言うには、「治安が」落ち着いていることを見ることができたそ



うな。この人物にとっては、騒乱による数百人の死者の発生など、大して騒ぐことではないようだ。無神経、いや失礼、「相当な度胸」をお持ちと推察する。さすが、あの安保法制（戦争法）を強行して戦後日本の平和主義を葬り去った御仁だ。「治安には問題はない」との「視察結果」を「持ち帰つて

いることを見ることができたそ

うな。この人物にとっては、騒乱による数百人の死者の発生など、大して騒ぐことではないようだ。

「自国防衛」や「災害復旧」には命をかける覚悟を持つ多くの自衛隊員は、まともな理由もなく外

は命をかける覚悟を持つ多くの自衛隊員は、まともな理由もなく外

行為にゴーサインを出すというこ

言 言 卷 頭

南スーザン——「退避勧告」（外務省）、でも「治安は安定」？！

政府全体で議論したい」という。

議論の結果は、待たずとも予想できる。「駆けつけ警護」及び、

他国軍と連携しておこなう「宿営地共同防護」という戦争法の新任務を南スーザン派遣自衛隊部隊に付与することが「可能」だとする

ということだろう。平たく言えば、自衛隊が外国で、自らの身をやむなく守るための「正当防衛」でも

ないのに「PKO」を理由として

入ることは、十中八九、間違いない。

南北スーザンの内戦が05年の和

平合意で一応終結したことをうけ、日本政府は08年から南スーザンへ

PKOの一環として自衛隊を派遣、南スーザンが独立した11年以降も駐留を更新し継続、13年の南

スーザンでの内戦勃発で250万人もの難民がうまれたときにも自衛隊は撤退しなかつた。政府はこの内戦の開始以降も「武力紛争に該当する事態ではない」とし、この7月以降の事態も紛争ではなく「発砲事案」でしかないと強弁する。

ところで、この「事案」なる造語に筆者は危険な匁を感じる。その昔、日本政府は確かに「満州事変」や「上海事変」などと言い募つて、実際には中国との戦争状態が始まっているのに「戦争ではない事変だ」と国民を騙し、「15年戦争」の内実を覆い隠そうとした。それと何と似ていることか。

現在の南スーザンの情勢は、紛れもない内戦状態で、首都の一部を除いて、政府軍・反政府軍・民兵による戦闘、襲撃、殺戮が拡大し、混乱・無秩序状態が支配している。

日本政府の「PKO参加5原則」の最も重要な前提条件である「紛争当事国の停戦合意の成立」が、そもそももない状態なのだ。

何がなんでも「武力行使」解禁——。安倍首相の頭にあるのはそれだけなのだろう。（編集部N）

戦争法廃止！ 9・19国会前行動に2万3千



安保関連法＝戦争法が強行されて1年となる9月19日、「戦争法廃止！ 9・19国会正門前行動」（主催＝戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会）がおこなわれ、首都圏を中心に各地から2万3000人が結集した。〈戦争法強行採決から1年、私たちはあきらめない！ 忘れない！ 戦争法は廃止を！／南スーグンPKOでの「駆け付け警護」

雨天をついて行なわれた国会前集会。主催3団体（戦争をさせない1000人委員会、解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会、憲法を守り、いかす共同センター）の代表挨拶で、清水雅彦氏（日体大教授＝1000人委）は、「参院選での野党共闘をさらに発展させ、衆院選でも実現させ政権交代し、戦争法を廃止しよう。たとえ政権交代が出来なくとも運動の力で戦争法の発動を食い止めよう」と呼びかけた。同じく高田健氏（9条壊すな実委）は、「内戦が続く南スーグンへの重武装した自衛隊の派兵は、殺し殺される事態を生む」と安倍政権を厳しく批判した。また小田川義和氏（憲法共同センター）も「戦争法を廃止し、安倍政権を退陣させるその日まで粘り強く闘い抜こう！」と呼びかけた。

「宿营地共同防衛」は戦争だ！／沖縄の高江オスプレイパッド建設中止、辺野古新基地建設は断念を！――、この日、このようなスローガンを掲げて全国各地で取り組まれた集会・デモは400個以上にのぼった。

参院選での野党共闘の成果を確認、引き続き市民との連帯を強めて安倍政権を打倒しようと訴えた。

このほか、「安保法に反対する学者の会」（高山佳奈子氏＝京大法科大学院教授）、「立憲デモクラシーの会」（西谷修氏＝立教大教授）、旧「SEALDs」の学生（林田光弘氏＝明治学院大学院生）、「安保法制に反対するママの会@東京」（諸星牧子氏）や、日弁連「憲法問題対策本部」、元自衛官、「沖縄反戦地主会関東ブロック」、「安保法制違憲訴訟の会」が、連帯挨拶をおこなった。

高山氏は「苦闘する仲間から、思うようになんが成績が上がらないといわれたりするのが悲観することはない。私たちは悪質なマスコミやネットで情報操作をされていいなか、先の参院選であれだけの『成績』を上げたのだから。私たちは刃物を持つ

た相手と素手で相撲を取っているようなものだ」と運動を力強く励ました。

西谷氏は、「戦争という時、あらゆることが国家に従わせられる。安倍内閣はそういう社会を作り出そうとしているのだ」と厳しく批判した。

帝国書院が『新現代社会』「沖縄と米軍基地」再訂正

—沖縄教科書問題で民意の新たなる勝利—

高嶋伸欣

容赦いただきたい。

■常識外れの記述が検定合格■

本誌5月15日号の拙稿で伝えた帝國書院版高校『新現代社会』の問題記述が、再訂正に追い込まれた。沖縄の教科書問題で、民意がまた新たな勝利の歴史を刻んだことになる。今回は、その意味について報告する。

* * *

9月1日、『日経』以外の全国紙4紙が、高校教科書2017年度用新版の帝国書院『新現代社会』で、再度の記述訂正が行われた、と伝えた。また共同通信配信による同様の記事が、全國の地方紙などに掲載された。

再訂正が、それだけ異例であったことを意味している。検定に合格した後に不適切な記述や誤記・誤植が見つかって訂正されることは珍しくない。だが、同じ記述部分が約半年の後に再訂正されたケースは、ほとんど前例がない。

当然のこととして、そこにはよく記事からは、沖縄側の粘り強い取り組みによって、帝国書院と文科省が

よくの事情がある、と考えるのが普通だ。だが、今回の新聞記事では、沖縄の地元紙以外は、事実を淡々と伝えているだけだった。文部科学省は、日ごろ「検定によつて内容を適正、公正に精査している」と公言している。それなのに一度ならず二度も訂正申請を受理し、承認したことになる。

マスコミ、ジャーナリズムは、「第四の権力」として、三権の監視役を期待されているはずだ。しかし、今回の再訂正についての記事からは、

そうした姿勢、役割認識がまるで読み取れない。文科省の記者クラブで入手した、文科省提供の情報を淡々と伝えているだけだ。まるで全国紙は揃つて文科省のスポーツマンになり下がつているかのようだ。

文科省の失態を突く姿勢が欠けた後のこととして、そこにはよく

届したのだという経過が読み取れるはずもない。そうした沖縄側の憤りや抗議などへの無関心、それは「本土」社会の沖縄差別の根底に見られるものと同一だろう。

沖縄の人々は、今回の再訂正でも不十分だとしている。その不十分さがなぜ生じているのか。本源的には帝国書院の執筆者と編集者の沖縄認識の歪み、それに文科省担当者たちの不勉強と無責任体質がある。それには加えて、全国紙などにまん延して

いる沖縄差別への当事者意識の欠如がある。そのことが、今回の全国紙の記事から読み取れる。

今回の拙稿では、この点からの「本土」社会の責任についても指摘した。いわく「(アメリカ軍基地)の経済効果は、軍用地の使用料や基地内で働く日本人の給与、軍人とその家族の消費などで2000億円以上なものぼると計算されている。また日本政府も、事實上は基地の存在と引

反戦情報 2016.10.15 No.385 4

きかえに、ばくだいな振興資金を沖縄県に支出しており、県内の経済が基地に依存している度合いはきわめて高い」と。

沖縄経済の基地依存率低下は、周知の事実であつて、「基地に依存している度合いはきわめて高い」など「時代」のできごとでしかない。そうした常識外れの記述を新たに盛り込んだけれども、「さまで」前記の帝國書院編集部の不見識に弁解の余地はない。加えて責められるべきは、この記述をそのまま「問題なし」とした検定官や検定審議会委員たちだろう。

こうした無用な検定をしでかしておきながら、「専門的学術的に厳正な審査をしている」と公言する文科大臣や副大臣・政務官の鉄面皮にはあきれるしかない。

今回、検定の杜撰な実態を証明する新たな事例の存在が証明された、という点で注目する意味は大きいにある。

ともあれ、3月18日の報道解禁直後から、帝國書院と文科省教科書課は、沖縄からの批判と抗議の波状攻撃に晒された。これに耐えられるはずもなく、帝國書院は4月4日に訂正申請手続きに踏み切り、教科書課

は11日に承認した。この件での沖縄の民意による1回目の勝利だった。

■再訂正にもなお批判

しかし、訂正された記述でも、基地関連収入の「県民総所得に占める割合は約5%」と改めながら、その額が毎年約2000億円であると繰り返していた。さらに、「さまざまな特殊事情を考慮して、毎年約3000億円の振興資金を沖縄県に支出し、公共事業などを実施している」と、加筆したのだった。

これがまた沖縄県民の神経を逆な

でした。まず、政府が沖縄県に毎年約3000億円以上の支出方針を示しているのは、「振興資金」ではなく、政府内で「振興予算」と称しているものだ。沖縄県は、長い間の異民族支配下にあって、政府予算請求に不慣れだった。そこで他府県であれば省庁別に請求する政府予算を、沖縄県分については内閣府沖縄担当部局が一括計上している方式が、今も続いている。そのため他府県よりも金額が過大であるように見える。沖縄は、沖縄からの批判と抗議の波状攻撃に晒された。これに耐えられるはずもなく、帝國書院は4月4日に訂正申請手続きに踏み切り、教科書課

毎年3000億円以上であつても、沖縄県が特に優遇されていることにはならない。

また「振興資金」とは、前回指摘

したように、「沖縄には、通常の政府

支出金とは別に、こんなに別個の支

出をしているのに、まだ基地のこと

で不満を言い続けている。我々か

らの税金によるこの金を受け取つてい

るのであれば、文句を言わせるな。

甘やかし過ぎだ」と思い込ませるた

めに考案され、使用されている造語にすぎない。

この造語を、そうした意図通りに

使用した著作が、『沖縄の不都合な真

実』(篠原章他共著、新潮新書、20

15年1月刊)だ。同書をコラムの執筆に当たつて参考にしたことを、帝國書院側も認めている。

しかも、コラムの新たな記述を承認した検定官たちは、「振興資金」が

ためにする造語であることを見落と

していた。検定の共通基準の一つに、表記は原則として政府・官庁の用語

に準拠するというものがある。

そのために、かつては「米軍基地」

は「区域と施設」に書き換えさせられ

た。日米安保条約の表記に合わせたためだった。それが、家永教科書

裁判などで「あまりにも杓子定規」と批判され、現在では「基地」表記を認めている。また「地理科」の検定では「西北」「東南」を、「北西」「南東」という官序式表記に今も書き換えさせている。ただし「東南アジア」「東北地方」などの慣用表現は認めている。

ともあれ、造語の「振興資金」をそのまま使い続けていたことなどで、再訂正はもはや不可避の事態となつていた。実際、再訂正をした理由について帝國書院編集部は、次のように説明している。

「振興資金の部分などで、沖縄に隠された資金があると捉えられ、誤解される可能性があつた」から、と(琉球新報、9月1日)。前記『沖縄の不都合な真実』に準拠したことことが間違いだつた、と認めたに等しい。

これで沖縄の民意がまた新たな実績を残したことになる。しかし、再訂正されてもなお、米軍基地の集中と関連付けて振興予算が支出され

いう記述は、「リンク論」に近いとの不満も示されている。再訂正でも

不十分ということだ。

(たかしま のぶよし／

琉球大学名誉教授)

〈教科としての〉道徳が始まる

河東真也

二〇一五年三月に「学習指導要領」が改訂され、「特別の教科 道徳」が誕生した。小学校では平成三〇年、すなむち二〇一八年度からの実施となる（中学校は二〇一九年度）。一九五八年に道徳が特設

理解を深めるために、今少し、日本の
道徳教育を振り返ってみよう。

されて以来、この道徳の教科化に至るまで六〇年近い時間がかかつたわけで、道徳教科化待望者にとっては積年の夢が叶つたというところかもしれない。尤も、この『反戦情報』の読者に道徳教育待望派がそんなにいるとは思えないのだが、そんなに大騒ぎもせずに実施となつたのは、道徳教育をめぐつて教育界の状況も変わったからであろう。

状況の変化の中には日教組と文部省（文部科学省とは言わない）の長い対立構図とその終焉がある。周知のように一九九五年に文部省と日教組が歴史的和解を遂げてから二〇年の時間が過ぎた。その間にいくつかの対立点の折り合いもついてきたということがある。その中の一つが

身科は社会道德を担当する公民科と一緒に
になるべきであり、「人と社会」、「家庭
生活」、「学校生活」、「社会生活」、「国家
生活」、「近代政治」、「近代經濟」、「社会
問題」、「国際生活」、「社会理想」といっ
た社会のしくみにかかわる内容が示され
ていた。

本歴史及地理停止二関スル件」という指令を発し、戦争国家日本をつくった三教科を停止させたのである。このうち日本歴史も地理も曲折を経てではあるが復活した。そして修身科は復活しなかつたが、それには歴史的な事情があつた。

当時、文部省もGHQも道徳教育を行なう修身科は必要と考えていたのである。文部省は公民科教育刷新委員会の答申を受けて、翌一九四六年の夏には『国民学校公民科教師用書』という冊子を発行し、新たな道徳教科の実施を目指したのだが、並行的に進められていた教育改革の中に取り込まれ、その考え方は新設教科である「社会科」に引き継がれたのである。であるから、社会科は道徳教育を行う教科であつたと言つていい。しかし、社会科は社会道徳を教えるという限界があつた。それが次の問題になる。

本歴史及び地理停止二闇スル件」という指令を発し、戦争国家日本をつくった三教科を停止させたのである。このうち日本歴史も地理も曲折を経てはあるが復活した。そして修身科は復活しなかつたが、それには歴史的な事情があつた。

当時、文部省もGHQも道德教育を行う修身科は必要と考えていたのである。

文部省は公民科教育刷新委員会の答申を受け、翌一九四六年の夏には『国民学校公民科教師用書』という冊子を発行し、新たな道徳教科の実施を目指したのだが、並行的に進められていた教育改革の中に取り込まれ、その考え方には新設教科である「社会科」に引き継がれたのである。

であるから、社会科は道徳教育を行う教科であったと言つていい。しかし、社会科は社会道徳を教えるという限界があつた。それが次の問題になる。

祐文とかが教育刷新審議会の席上、「宗教のない日本では特に修身科というものが必要なのではないかとこの頃考えております。」という発言をして物議を醸した。以後、天野は修身科復活についてあちこちで語るようになつた。しかし、文部省はこの天野発言に対し、「道徳教育のための手引要綱」をまとめ、「道徳教育を主とした教科を設けることの可否は、学校の段階によりいちがいにいうことはできないが、もしとくに教科を設けるということをした場合には、道徳教育に関する指導を教育の一部面のみにかぎる傾向を、ふたたびおこすおそれがすぐくなないとわなくてはならない。ことに現在、そのような教科をおいた場合、それが実際の運営において、また從来の修身科の性格に帰つていくという危険性については、そろくに注意を要するであろう。」と教科

§ § §

であるから、社会科は道徳教育を行なう教科であったと言つていい。しかし、社会科は社会道徳を教えるという限界があつた。それが次の問題になる。

一九五〇年の十月であつたが、天野貞



天野貞祐・元文相

一方、天野はこの頃、儀式や行事で国旗掲揚や国歌斉唱を行うように通達を出したりしており、その後の文部省と日教組との対立点を生み出した大臣であつた。天野は学者であり、戦前には『道理の感覚』という著書で軍事教練や修身科を批判するなどのリベラリストであつたから、大臣就任直後は日教組とも親密な関係を持つていた。しかし、この年の天野の発言によつて両者の間には齟^{ひび}が入ることとなつたのである。

尤も上田薰の言によれば、この頃から右からの圧力が急速に強くなり、彼自身も文部省から逃げ出したという（注②）。日本の独立という機運と共にいわゆる「逆コース」が始まつたのであり、その延長上に教育二法や勤評鬭争があつたのである。そして一九五八年、学習指導要領が

改訂される。この『学習指導要領』は文部省の告示として制定され、学校教育法を改定して法的拘束力を持たせたという意味である。そして「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には、児童に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、君が代をせい唱させることが望ましい」という項目を入れ、いわゆる「日の丸・君が代問題」もここで大争点となつたのである。

§ § §

以後、文部省と日教組はことごとく対立をしてきたので、道徳教育についてもその可否をめぐつて対立してきたかの感がある。実際、ネットなどで検索してみると、日教組が道徳教育に反対している、と、いうスタンスの記事にいやと言うほど出会う。多くのネットヨやネトウヨまがいの保守系政治家はそのように日教組を非難していく。ほんと勝手に日教組があ言つたとか、こんなことをしたとか、並べては悪口をあげつらつてゐるもの

が多い。とくに道徳教育に関しては「日教組は戦前教育の復活につながるとして道徳教育に真っ向から反対しています」（日本教育再生ネットワークのブログ）、「（日教組は）さらに道徳教育を止めたことで個人倫理の低下がみられ、自立心が欠乏し依存症を起こしている」（ケント・ギルバート氏の発言『産経新聞』二〇一六年六月九日付）というように、日教組が道徳教育に反対しているという非難をしている。

しかし、日教組は道徳教育そのものに反対してきたわけではない。特設道徳の設置以降も、道徳教育について日教組は決して否定的ではなかつた。ただ、政権与党とはその考え方を異にしていただけのことである。例えば一九六四年から五年にかけて日教組は「道徳教育シリーズ」と銘打つた冊子を何冊か出版している。その中では「民族愛」という項を立て、「わが国の民族的伝統を真にうけつぎ、これをたいせつにしていくのは、じつはわれわれ国民大衆以外にはない」（七二頁）と言ひ、別の箇所では「たとえそれが育勅語にかけられた語句だからといつて、もはや時代が変わつたから不必要だということにはならない。たとえば、『兄弟友二夫婦相和シ』は生きている。いまもその必要がある」（七三頁）と現在ならば右翼も驚くような道徳觀を語つてゐるのだ。

§ § §

最も対立が激しかつた時代においてこのような次元での対立であつた。つまり議会（中教審）が『期待される人間像』なるものを答申した。これは京都学派の高坂正顕の手によるものとされるが、特定の価値観を「期待される」という押しつけがましい表現で示したところに日教組などは反発したと言える。それは天野貞祐の修身科復活論と『国民実践要領』に対する日教組の反発と似ている。ちなみに『国民実践要領』も高坂正顕が作成にかかわつてゐるのである。

そこは特定の価値観、人間の生き方を押しつけるというスタンスが嫌われたと言つて差し支えはない。そのあたりから日教組の周縁でも道徳教育に対する忌避感が登場してきたのではないだろうか。右派の連中が非難するように、道徳教育を毛嫌いする組合員が数多くいたことも、わたしは否定しない。

実際、ある会合で「道徳教育はいらぬと思う人は?」と問うと、何人か手を挙げる人がいた。彼らはおおむね熱心な活動家であり、年長者であつた。つまり、内容はともかく道徳教育に対する生理的な反発をその時代に活動をした組合員は

軍学共同反対連絡会結成！

—市民と科学者の共同で軍事研究を阻止しよう—

小寺 隆幸



学術會議会館前での市民スタンディング（筆者提供）

本誌8月号で紹介した軍学共同反対連絡会が9月30日発足した。平日にもかかわらず衆議院議員会館に琉球大学など全国から40名が参加。共

同代表として池内了・名古屋大学名誉教授、野田隆三郎・岡山大学名誉教授、西山勝夫・滋賀医科大学名誉教授の3氏を、事務局長として赤井純治・新潟大学名誉教授を選出した。

現在の参加団体は、軍学共同反対アピール署名の会、大学の軍事研究に反対する会、「戦争と医」の倫理の検証を進める会、日本科学者会議、日本私立大学教職員組合連合、東京地区大学教職員組合協議会、武器輸出反対ネットワーク（N A J A T）、地

学団体研究会、日本平和委員会、平和

と民主主義のための研究団体連絡会

議、日本民主法律家協会、大学での

軍事研究に反対する市民緊急行動な

ど18団体、個人は約200名である。

連絡会自体は軍学共同反対を一致

点にする市民と科学者の緩やかな情報ネットワークであり、ホームページ

jp/に様々な情報を掲載する。会費も何らかの義務もなく、参加者はメーリングリストに登録され、事務局からニュースレターを受け取ると共に全国各地の人々とつながることができる。

記者会見には朝日、毎日、東京、共同、時事、NHK、赤旗など24名もの記者が参加。IWJによりネット中継もされた。（<http://iwi.co.jp/wj/open/archives/335224>）

その後、乃木坂の日本学術會議会館前で、「安全保障と学術に関する特別委員会」に参加する委員に対し、「市民緊急行動」の皆さんが二つの声明の堅持を訴えるスタンディングを行つた。

日本学術會議は、1950年に「戦争のための科学的研究には従わない声明」、1967年に「軍事目的のため

jp/に様々な情報を掲載する。会費も何らかの義務もなく、参加者はメーリングリストに登録され、事務局からニュースレターを受け取ると共に全国各地の人々とつながることができる。

記者会見には朝日、毎日、東京、共同、時事、NHK、赤旗など24名もの記者が参加。IWJによりネット中継もされた。（<http://iwi.co.jp/wj/open/archives/335224>）

その後、乃木坂の日本学術會議会館前で、「安全保障と学術に関する特別委員会」に参加する委員に対し、「市民緊急行動」の皆さんが二つの声明の堅持を訴えるスタンディングを行つた。

これは、大学での軍事研究が当然とされ軍産学複合体が社会の中で巨大力を有している欧米と比して、日本の学術の希有名な伝統といえるが、今や風前の灯火となりつつある。戦争ができる国にしようとする安倍政

の科学研究を行わない声明」を発し、これが日本の学術界の規範となつて

いた。また、日本学術會議法の前文

「日本学術會議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科

学者の総意の下に、わが国の平和的

復興、人類社会の福祉に貢献し、世

界の学界と提携して学術の進歩に寄

与することを使命とし、ここに設立

される」は、1949年の発足以来

変わることなく掲げ続けられている。

それはまさに学術研究者の「原点」

であり、それを守り続けてきたこと

が国民の支持、科学への信頼の源泉

だつた。

これは、大学での軍事研究が当然

とされ軍産学複合体が社会の中で巨

大力を有している欧米と比して、

日本の学術の希有名な伝統といえるが、

今や風前の灯火となりつつある。戦

争ができる国にしようとする安倍政

権のもと、防衛省は「安全保障技術研究推進制度」を創設し昨年3億円、今年6億円の予算を付けた。そして来年度は何と110億円もの予算要求をしている。一方で政府は国立大学への運営費を毎年減らし続けており、どの大学も研究費不足にあえいでいる。そこにつけ込み、金で科学者を軍事研究に引きずり込む経済的徴兵制ともいうべき事態が進んでいる。「原爆保持、更に使用さえ憲法違反ではない」と閣議決定し、イスラエルと無人機の共同開発さえ行おうという政権のもとで、学術会議が「自衛のための研究を認める」ことになればどうなるか。昨年度、防衛省のこの制度に採択された東京電機大学で始まっているのは、2機の無人機のレーダーが地上の移動物体をとらえるための研究である。まさに今イスラエルが行つてている無人機によるパレスチナの人々への攻撃に直接役立つような研究に他ならない。基礎研究だから、民生にも軍事にも使えるデュアルユースだから許されるという考えは、今の現実を全く見ていない。

しかも、いつたん研究が始まり、その成果が軍事技術として有用だとなれば、成果は秘密とされ、発表の

自由はなくなる。大学の中に防衛官僚が入り込み、聖域が作られ、その研究室に所属する院生や学生にも秘密保持が課せられ、学生も軍事研究に参加することにならされていく。

「学問が、純粹な好奇心や社会問題の解決、人々の幸福のためになく、國家の進める軍事戦略や兵器開発に従属させられるような社会を、再び到来させてはいけない。そのような社会は民主主義にとっての危機であるとともに、学問の危機でもある。科

学研究のパラダイム設定自体に軍事が深くかかわり、学問世界は浸蝕され、研究者の頽廃が進む。今こそ、そのような社会を毅然として退けねばならない」（「兵器と大学」拙稿より）

学術会議の特別委は来年早々にも方向性を出そうとしている。そこでまず学術会議員へ、声明を堅持すべきだという市民の声を届けることが重要である。学術会議のHPに全員の名簿が掲載されている。地元の平和主義、その「節操」と「誇り」も日本学術会議の二つの声明に寄せており、第2部は池内了・名古屋大学名誉教授、井原聰・東北大名譽教授、杉原浩司・武器輸出反対ネットワーク代表によるシンポジウムである。

連絡会としては10月7日の学術会議総会の際に要請行動を行つた。「時代がいかに変化しようと、学術研究

の『原点』を変えることなく遵守することこそが現代社会を支える科学への社会的信頼の基礎であり、そして学術研究者の矜持として守り続けるべきものである。今ひとたび『原点』に立ち戻り、日本学術会議の会員として、軍学共同を毅然として拒否する立場を鮮明にされることを期待する」という趣旨の手紙を200名の全会員に手渡したのである。

学術会議内には良識ある会員も多いため、政権の圧力に抗するには市民の励ましや怒りの声を届けることが不可欠である。そのため、私たちは毎月の特別委を傍聴し、議論の経過や問題点を随時HP等で公開し、市民の皆さんに考える素材を提供する。また市民対象のシンポジウムを10月28日夜、明治学院大学白金校舎で行う。第1部は山崎正勝・東京工業大学名譽教授の講演「日本の科学者の平和主義、その「節操」と「誇り」」と日本学術会議の二つの声明に寄せており、第2部は池内了・名古屋大学名誉教授、井原聰・東北大名譽教授、杉原浩司・武器輸出反対ネットワーク代表によるシンポジウムである。

さらにこの問題の理解を広げるため岩波ブックレット『兵器と大学』

（定価660円+税）を編集・発刊した。この冊子の印税が執筆者から抛出され連絡会の運営費になる。是非購入してお読みいただくとともに、各団体などの学習会テキストとして活用いただければと思う。

今後、防衛省に採択された大学（2016年度、北海道大・大阪市立大、東京理科大、東京農工大、山口東京理科大、2015年度、東京工業大、東京電機大、神奈川工科大、豊橋技術科学大）への抗議行動にも取り組む。ただ連絡会の力はまだ微弱であり、ぜひ、それぞれの大学の中から、そしてその地域の市民の方々からの自発的な抗議の動きが生まれることを期待したい。その動きを連絡会にお寄せいただければ、連絡会としてできる限りの支援（学習会への講師派遣や資料提供なども含め）を行うと考えである。

最後に各地での軍学共同阻止の創意的取り組みをつなげ大きなうねりとしていくために、情報ネットワークとしての連絡会に参加されることを訴えたい（HPから誰でも参加できます）。

（ここで タカヒコ／軍学共同反対連絡会事務局、京都橘大学教授）

今こそ「生前退位」で「戦争責任」を（中）

—現代版「大日本帝国」の清算—

豊旗梢

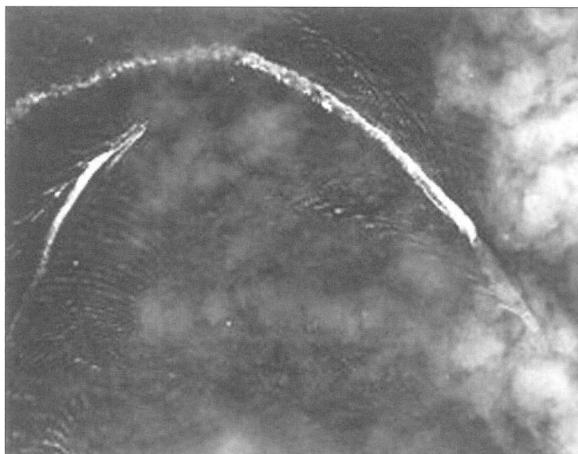
（前号からつづく）

【第三部 戦史編】

あの戦争を忘れないための
基本「戦史」——その無責任、
欺瞞、悲惨、幼稚

■飛龍、蒼龍とは

聞いたことがあるだろうか。新手の「怪獣」の名だろうか。さらに「赤城」「加賀」と聞けばどうだろう。答は、太平洋戦争の日米間の運命の「ミッドウェー海戦」（昭和17年6月5日）において、予想外の敗北で失われた4隻の航空母艦である。これで日本海軍の機動部隊は壊滅的打撃をこうむり、真珠湾の奇襲（昭和16年12月8日）からの緒戦の「快進撃」の勢いは止まり、以後、戦争の流れ



ミッドウェー海戦で空襲される空母赤城

に敗色が兆すことになる。あまりの結末に茫然自失した戦争指導者はこれを国民からひたすら隠蔽するしかなく、全くウソの情報で全国民をだまし続けた。現代語なら「軍事的秘

退（昭和18年2月）と続き、今も語り継がれる「インパール作戦」の悲劇（昭和19年）、もはや戦略的にとどめを刺されたに等しいサイパン島失陥（昭和19年6月）、戦力尽き果ててもなお悟らず無

為に棄てられた命の「大和特攻」（昭和20年4月）、そして原爆の尊い犠牲を出して初めて目が覚め正気に返るまで延々3年と8カ月、日本人として愚劣で幼稚な「大人子供」の指導者しか持てなかつたことを嘆くとしても、それは決して「自虐的」ではない。良き未来を持つために必要なプロセスである。

■国民をだますはしり——
ミッドウェー海戦敗北の運命の瞬間

密情報」いま〈尖閣有事〉なら現代版「ミッドウェー」になる。

以後、ガダルカナル島の攻防と撤退（昭和18年2月）と続き、今も語り継がれる「インパール作戦」の悲劇（昭和19年）、もはや戦略的にとどめを刺されたに等しいサイパン島失陥（昭和19年6月）、戦力尽き果ててもなお悟らず無

為に棄てられた命の「大和特攻」（昭和20年4月）、そして原爆の尊い犠牲を出して初めて目が覚め正気に返るまで延々3年と8カ月、日本人として愚劣で幼稚な「大人子供」の指導者しか持てなかつたことを嘆くとしても、それは決して「自虐的」ではない。良き未来を持つために必要なプロセスである。

ヒトラーはドイツ人が自ら選んだ悪の指導者であつた。対して、日本人はまだされていることを知らぬか知つてか、悪しき指導者に受動的に支配され続けた。どちらがより悪質か、いい勝負である。

手取り早くいえば、太平洋戦争はほとんどの期間が負け戦

ミッドウェー海戦は、米太平洋艦

であつた。敗北はミッドウェー海戦に始まり以降の期間が圧倒的で3年2ヵ月、実に87%（2勝13敗）にな

る。もともと「勝機」がわざかであったことは、海軍首脳たち自身が当初から認めていた。したがつて、この戦争自体が国民をだまし続けて戦わせ働くことによつてのみ成り立つた戦争である。

隊の空母部隊討ち漏らしがあつた真珠湾奇襲の「勝利の完遂」のため、

日本が太平洋の完全な制海権を企てた戦いであつた。最後まで反対論もあつたが、例によつて結論が出ないまま突入した。彼我の戦力配置からもまた戦争 자체の無謀な開戦の経過からも、勝敗は偶然次第という危うい面があつた。ここは児島『太平洋戦争』(中公新書)によつてみよう。

後述するように本書にはかなり問題もあつたが、例によつて結論が出ないまま突入した。彼我の戦力配置からもまた戦争 자체の無謀な開戦の経過からも、勝敗は偶然次第という危うい面があつた。ここは児島『太平洋戦争』(中公新書)によつてみよう。

があるが、最小限活用する。

まずは日本軍の作戦計画が小さな陽動で暗号解読されていたよく知られた事実がある(それどころか、真

珠湾奇襲戦略自体すでに暗号解読されていたという)のが定説で、暗号戦争は日本の文字通りの完敗である。

さて、いわゆる「急降下爆撃」の運命の一瞬は

——「赤城」艦橋のラウドスピーカーが叫んだ。「急降下ッ!」見上げる乗組員の目に太陽を背にして(防御側は太陽に向かってはまぶしく照準が不可能)天空から降つてくるドーンントレス急降下爆撃機のすんぐりした姿がとびこんだ。まさに奇襲であり、スブルーアンス少将が願つた以上の完ぺきな形だった。そして、ミッドウェー海戦は、この午前10時24分に実質的な終わりを告げたとみなすことができる——

——米空襲部隊の攻撃は「赤城」「加賀」「蒼龍」に集中し、20分後には3隻とも黒煙と炎に包まれた。魚雷、爆弾をだいた甲板上の飛行機、格納庫において爆弾などが誘

爆して、3隻とも致命的な打撃を受けた。(中略)「飛龍」だけが健在だった。(中略)夕刻、「飛龍」にも急降下爆撃機が降下してきた。爆弾4発が艦橋付近に集中し、火炎が全艦に広がつた——

かくして、4隻の空母のうち、「加賀」「蒼龍」は沈没し、「赤城」「飛龍」は味方魚雷で処分された。対する米側の損害は空母「ヨークタウン」1隻のみ、飛行機は日本側322機対150機、人員に至つては3500名対307名で日本側の完敗、機動部隊は壊滅であった。

「ミッドウェー」は開戦以来の大敗北であり爾後の戦局の大転換をもたらしたが、敗北の事実は徹底的に秘密とされ、虚偽の戦勝情報が流された。生存者もその後、前線に出された。

このことについて、前述児島は敗戦20年後の書であるのに全く触れない。詳細精密な記述は往時の当事者の聴取や保持された文書資料によるからだが、ただ児島の無批判な執筆態度を批判するよりも、かえつてミッドウェーの敗北がいかに当時の戦争指導者にとって予期しない大きな衝

撃と「不都合な真実」であつたかをよく表している。戦争とはまさにそれが常態なのである。

■軍人に恥じる「ガダルカナル島」からの「転進」

「ガダルカナル」と聞けば後述「インパール」と並び、2つの地名と作戦(そう呼べるとすれば)であり、戦争そのものよりは、とりわけ無謀な戦略によって望まずして異国の中で悲惨な戦病死の最期を迎えたおびただしい数の犠牲者を思い出させる。同時に「この戦争がどんな戦争であったか」「国民は抵抗できない運命でどんな戦争に駆り出されたか」を実際に物語る。幸か不幸か人間にはいやなことは自然に忘れる能力があるが、もしその「能力」がなければ今もつてその無念の鬼哭啾々悲の声は私たちの耳を離れないだろう。

「ガダルカナル島」は地図帳をみれば、太平洋全図で遙か南半球のニューギニアの西、ソロモン諸島の小島である。補給から見れば、「よくここまで」とその無謀には驚くほかないが、緒戦の勝利の最大版図のほぼ最南端



ガダルカナル島の戦い(全滅した一木支隊)

に位置した。当然ミッドウェー勝利

後の米軍の本格反攻の最初の足掛かりとなつた地点であり、戦いは小島にある飛行場をめぐる争奪戦である。米軍の反攻の一つのルートが、ここより飛び石のようにラバウル、ニューギニア北岸づたいに、フィリピン、沖縄から最後は本土を狙うと予想されたから、遠いとはいえガダルカナルの失陥は、それだけ敗戦の予想を高めた。ただの小島とはいえ、この戦略的地点の死守は至上命令であつた。

だれも予想するように、南海の小島の兵站（ロジスティック）補給は困難を極め、事実上は孤立して見捨てられたも同然の状態になつた。その困難な死闘はいつしか飢餓、栄養不足、マラリア、赤痢など無数の病との戦いに変わり、おびただしい数の悲惨な戦病死が生まれる。投降は許されないが、さりとて無為な戦闘命令を受けても体力・精神力を失つた兵員はもはや「人間」とは見えず、ヒヨコ長い枯れ木の群れでしかなかつた。ついぶん前に、先の児島を読んだ折の氣味悪さと嫌悪感がいまだに忘れられない。

しかし遠い本土の頑迷な戦争指導者にはこの惨状はどこ吹く風で、ひ

たすら無意味な戦闘と死守の命令を発するだけであつた。半年後、昭和18年が明けついに実質撤退を命ずるが、責任回避と自己保身から何と撤退ならぬ「転進」とされたのである。

軍人勅諭によれば軍人は「武勇」を貴ぶ存在であるが、実際には「武」も「勇」もどこへやら、使つたのは口先、「怯懦」（臆病で意志が弱いこと）の言語しか操れなかつたのである。

以後、ガダルカナル島は「餓島」との異名をとることになる。戦死、戦病死の二百数十万のうち6割以上が戦病死という概算があるが、彼らを倒したのは敵の銃弾ではない。いつたい何か。人を人と思わない國家指導者の犯罪的無責任である。これが太平洋戦争全体の著しい特色である。これを明らかにするため天皇の慰靈訪問ならガダルカナルにしていただきたい。

■故国に通じるのか「イン

パール」白骨街道

牟田口廉也。あの戦争の現地司令

牟田口廉也司令官



官で、この軍人（最高階級少将）ほどの問題人はなかなか見出しがたい。

「ガダルカナル」は無責任と悲惨、飢餓と病を象徴する。「インペール」

しかし、実際は北部ビルマはヒマラヤ山脈がインドシナ半島に落ちる險阻な地形であり、さらに地帯の大河チンドウイン河は雨季は無数の支流となつて氾濫し、マラリアなどの熱帯病も猖獗した。無謀な作戦の条件は極めて悪く、さらに英國軍の空襲に対する援護も兵站補給もない中

さて、地図をみれば、インペールものにしている。

よりは、太平洋戦争中の最大級の「スキヤンダル」としてもおかしくない

州の都市である。作戦はビルマから英國軍を追い上げて確保し、さらに要衝インペールまで進出して、當時反英独立活動中のチャンドラ・ボースと手を結んで英國を浮き上がらせ、それが同時にインド経由のいわゆる「援蒋ルート」（いわゆる「レド公路」）の遮断にもなるという、夢とも夢想ともつかない構想であった。計画実現には上らずに構想としては従来からあつたらしい。牟田口は個人的にこの構想の実現に執心であり、掩護の点などの課題で異論ある中を押し切り、昭和19年初頭には認可にこぎつけた。

しかし、実際は北部ビルマはヒマラヤ山脈がインドシナ半島に落ちる險阻な地形であり、さらに地帯の大河チンドウイン河は雨季は無数の支流となつて氾濫し、マラリアなどの熱帯病も猖獗した。無謀な作戦の条件は極めて悪く、さらに英國軍の空襲に対する援護も兵站補給もない中で、作戦は極度に難渋した。作戦はインペールに肉薄するほどに山岳地上陣地戦が過酷さを加え兵員の犠牲は増加したが、牟田口司令官は作戦にこだわり一切の手心と退却を容認

せず、無謀な作戦の継続を強要した。ついに、部下の佐藤幸徳少将の「烈」師団が無断退却と「抗命」事件が発生した。師団長が「癡狂」したというのである。

作戦は結局、目的のインパールに届かず、ここから世に「白骨街道」と言われる悲惨な大敗走が始まる。

ビルマ奥地から港町ラングーンまで道々に、体力尽きあるいは病に倒れ落命した無数の将兵の、蛆が湧きハエが密集した無残な死体や白骨が連なつた。倒れた戦友を助けるいは弔う余裕のある者もいなかつた。それは明日のわが身の運命だつたらである。生き延び故国を踏むためには、さしあたりは海のように氾濫し増水した河を渡らねばならぬが、かろうじて体力を残し岸辺までたどり着いた時点で絶望のあまり落命する者も続出した。白骨街道の様子は有名な竹山道雄の小説『ビルマの豊饒』にある。もつとも竹山はインペールとは無関係と述べている。小説の映画化はさらにリアルであり、白骨に思わず目をそむける観客も多い。

戦後になつてもこの作戦の失敗の

責任をとる動きはなく、さらに牟田口の自己弁護の弁が世の憤激をかつた。とりわけ牟田口が作戦記録を口述すると聞いた関係者が反対運動を起こしたそうであるが、その後の経過等は知らない。

いずれにせよ、これらの事情も含めて「インパール作戦」も他の戦いに同じく、この戦争全体のさまざまな悪徳を集中的に表現しているが、その際立つた特色は、その程度が極



米占領後のサイパン島(整列するB29)

■ 日本に思ひぬ「王手」となつたサイパン島失陥

端である点にある。報道によれば、天皇は歴史家・保坂正康からインパール作戦について話を聞いたという。

日本には、第一次大戦でドイツ帝國から火事場泥棒のように奪い、その後、国際連盟の日本委任統治領になつたマリアナ、サイパン、テニアンなどの島々があつた。日本人には第一次大戦の歴史記憶が薄いが、日清、日露よりはこの大戦のほうが世界史的には意義は大きいのである。天皇の戦地慰霊の訪問も「この島々へ」である。

〈米軍反攻はニューギニアからフィリピンの線〉と予想していた戦争指導者には、この島嶼戦のほんとうの意義をよく理解できていなかつた。その北限にあるサイパン島でも東京は2000kmの距離である。ところが思いがけないことが出来た。開発中の爆撃機B29の運用投入である。Bとは「ボマー」(爆撃機)で、

B29は超長距離(航続距離5600km)、超重爆(爆弾4000kg)で、要塞が空を飛ぶに等しく「スペー・フォートレス」とよばれた。すなわち、サイパン島が陥落し、B29とサイパンの組み合わせでサイパンを中心として日本の東北地方南部まで爆撃範囲にすっぽり入れば、日本の防空能力から従来サイパンの線を「絶対国防圏」としそれを鉄壁と考えていた防御線はいまや突破される。そうなれば、戦略的にとどまらず政治的意味は重大で、もはや防衛の最終的こらえは本土決戦しか残らない。

東條英機首相兼參謀総長は「サイパンは難攻不落」と説明していた。そこでサイパン島をめぐる米攻略部隊(6~7万)と日本の陸海混成の守備隊(2万5千)との激突、死闘となる。ことに上陸する米海兵团の自信は高く、日本側はもっぱら強力な夜襲でこれに対し、米国は空母から艦載機と艦砲で応じ、フィリピン方面からの海軍の増派もあつた。ついに米軍は島南部に上陸、島民を巻き込む凄惨な地上追討戦となつた。「止まるも死、行くも死」に追い詰められた日本軍の陸海の司令官たち(海軍は奇しくも、真珠湾、ミッドウェー

の南雲忠一大将)ももはや打開の策なく自決し、あとに残された一般市民が海の断崖から身を投げたり、いわゆる「バンザイ突撃」が最後に残つた。天皇の慰靈訪問もこの「バンザ

イ・クリフ(崖)」であつた。

こうして、7月9日サイパン島は陥落し16日、東條内閣は退陣した。

あのミッドウェー海戦からほぼ2年、真珠湾からなら2年半余り、「実質的」とか「決定的」という言葉があつてはまるなら、これはすでに「敗戦」以外

の何物でもなかつた。あとはカウント・ダウンのみ残るが、そこがまたこの戦争の特質で順当ではなく、さらに大きな命の犠牲が続くのである。

■特攻「大和」艦上の最期の結論

「大日本帝国」は滅ぶ折、多大な数の国民を道連れにし、その血と命を要求してやまなかつた。というよりは帝国の下僕たちは「国民」という最も大切な存在をそつちのけにし犠牲にしてまで、帝国救済の無駄な努力に奔走した。その罪業は万死に値する。

とともに「戦争犯罪」というが、戦争が現代に入つて違法化されたあとでも依然国際法上の罪であり、自国民に対しどれほど犯罪的悪行をしようとも

「戦争犯罪」ではない。とどのつまり、日本人は加害者でもあり被害者でもあつて、いずれの立場も一方的に強調しすぎることに問題がある。ただし、日本人に対する日本の指導者の犯罪的行為が正しく裁かれなくてはならないこと自体は明らかで

ある。そうであれば、だれがこの裁きを実行するかは二義的問題であり、たとえ勝者の裁判であつても、それが実質的内容において誤りであると主張することはできない。

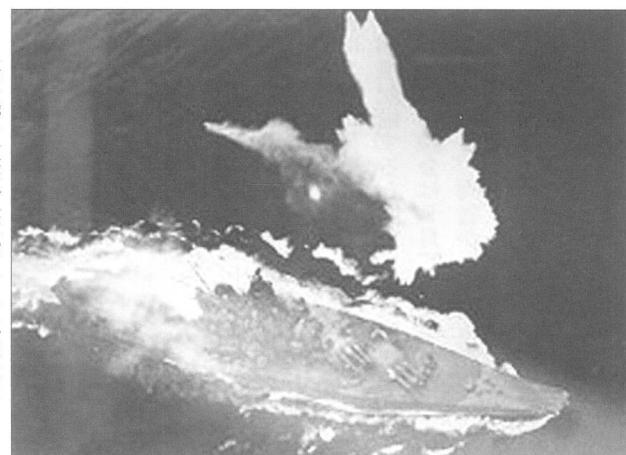
日本国民の手でこれら指導者に裁きを与えることができなかつたこと、

勝者の手によつたことは残念ではありますにかく裁かれたこと自体は人間たるもの名譽を守るうえで、せめてもの救済であつた。もちろん、報復であつたとの非難も的外れである。「裁き」は人間の歴史始まつて以来「同害報復」という原型から発展してきたのだから。あれだけのことをなしてきてなおかつそれが裁かれない世界は、もはや人間の住む世界ではない。すくなくとも私は人間とともに住みたい。

敗れて目覚める、それ以外どうして日本が救われるか、今日覚めずしていつくわれるか、俺たちはその先導になるのだ。日本の新生にさきがけて散る。まさにほんもうではないか」との結論あり。

さて読者の皆さん、本当に負けたと思つていますか、どうですか。合掌。

(とよはた こずえ／東京都在住、大学教員)
（つづく）



米軍機の攻撃で撃沈寸前の戦艦大和

戦艦「大和」は、沖縄が陥落しもはや大日本帝国存続の見通しが絶対的に拒まれた暁に、崩壊の淵に立つた指導者が「絶望」を「幻想」と「欺瞞」で包み、帰らざる旅へと発射したもののである。無為に発射された証拠に、虎の子巨艦「大和」の主砲は永劫に火を吹くことはなかつた。む

しろ、そうではなく「大和」が本当に発した意味は、死地へと送りこまれた全乗組員の最後の、空しいしかし正当な権利主張にある。吉田満『戦艦大和の最期』(角川)から。

一大拠点化が進む米海兵隊岩国基地

—最新鋭機F 35 B配備通告と岩国市議会全協—

米海兵隊岩国基地（山口県岩国市）に最新鋭ステルス戦闘機F 35 Bを配備する計画について、防衛・外務両省は8月23日、来年の1月と8月に計16機配備すると同市と山口県に通告、岩国市議会は9月27日に全員協議会をひらき、両省から配備の説明を受けた。

配備計画の概要は、①来年1月にF A 18ホーネット3部隊のうち1部隊（12機）をF 35 B 10機に、同年8月、AV 8Bハリアー部隊（8機）をF 35 B 6機に更新する、②配備に伴い約460人の軍人とその家族が岩国基地に来る一方、現行機の国外移転に伴い約330人減るため基地人口は約130人増える——というもの。

F 35の特徴は、敵のレーダーに捕捉されにくい高度なステルス性をしていることで、先制攻撃能力が強化され、第5世代戦闘機と言われている。米空軍F 35 A、海兵隊F 35 B、

海軍F 35 Cの3つの仕様があり、F 35 Bは垂直離着陸ができる。F 35 Bの岩国配備は、米国外では初の前方配備となる。

防衛省は、岩国配備後のF 35 Bの任務や役割について、「米国のアジア太平洋地域重視政策（リバランスマニフェスト）の一環である」と説明しており、中国や朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）などをにらんだ岩国基地の機能強化である。

岩国基地には、一昨年の7～8月に米軍普天間基地（沖縄県）からKC 130空中給油機15機が移転され、来年には米軍厚木基地（神奈川県）から空母艦載機59機の移転も予定され、2021～26年には垂直離着陸輸送機オスプレイも配備される見通しで、基地の大増強、一大軍事拠点化が急ピッチで進んでいる。

岩国市議会全員協議会では、宮沢博行・防衛政務官がF 35 Bの配備計

画を説明、全9会派の代表らが質問し、意見も述べた。

リベラル岩国の田村順玄議員は、「F 35 Bは容認できない。高度なステルス性を持ち核攻撃も可能で8トンもの爆弾が積載できる戦闘機の配備は、岩国市民には更なる基地負担、新たな脅威になる。この不安にどう答えるのか」と質問した。

共産党市議団は、「高度な能力を持つF 35 Bの配備により抑止力が強化されると言っているが、当然、対立国も軍事で対抗する。地域の緊張を高めるだけで抑止力にならない。米政府高官はかつて『在日米軍は日本防衛のために安全のために駐留している』などと言っていた。米軍は日本を守るために駐留しているのか」「F 35 Bの訓練場所はホーネットとほぼ同じだ

して、岩国基地のホーネットらしい機体が中国山地で低空飛行をして住民に被害を与えていた。岩国基地のホーネットと質問した。宮沢政務官は、「機種更新の新なので、市民への軍事的脅威にはつながらない」「F 35 B配備により、わが国の抑止力が上がる」などと答えるだけで、米軍機への規制については言及しなかった。

他の会派からは、岩国基地所属のハリアーが9月22日に沖縄本島沖で墜落事故を起こしたことでもって、「ハリアーと同じ垂直離着陸型のF 35 Bは安全なのか」「F 35 Aが2014年6月にエンジン内部の破損で火災事故を起こしているが、改善されているのか」など機体の安全性についての質問が相次ぎ、「環境レビューを実施すべきだ」との意見も出された。宮川政務官らは、「事故後に技術的改善策が講じられた」「機種更新の前後の騒音を比較すると、海側では一部大きくなるが、陸側ではほとんど変化しない」などと説明した。

同席した福田良彦市長は「議会や県と協議して配備への対応を判断したい」と話したが、村岡嗣政知事は9月30日、「騒音にほとんど変化はない」と述べ、配備受け入れに前向きな姿勢を示した。

（編集部M）

山口県と中電ぐるみの上関原発埋立免許の延命策

—情報公開文書から見えるもの—

本田 博利

● 延長許可は違法の上塗り

本年8月3日、村岡嗣政山口県知事は、中国電力から出されていた上関原発予定地の公有水面埋立免許の3度にわたる工事竣工期間延長申請をまとめて許可した。この間県と中電は、4年間で7回もの照会・回答のキヤッチボールを繰り返し、福島原発事故前の2008年10月に中電が得た埋立免許の延命を図ってきた。

この延長許可に対する、足立修一弁護士が本誌前号で的確な批判を展開している。同弁護士が代理人の埋立免許取消訴訟では、免許失効の確認に加えて今回の延長許可の取消しを求める訴えを早速追加した。

筆者は、本誌370号の「中国電力の上関原発埋立免許はすでに失効」で、12年10月の最初の延長申請そのものが3つの実体的違法があるため

不許可とすべきであり、結果、免許はすでに「失効」していることを論じた。今回の延長許可は、裁判で争われているとおり、08年の免許、12年の延長申請と並び、2重、3重の違法の上塗りである。

したがって、本件延長許可自体論外であるが、中国新聞社が9月12日に入手した情報公開文書から見た県と中電ぐるみの埋立免許の延命策の経緯と問題点を検証してみたい。

● 住民の抗議を理由とせず 申請して許可

延長許可申請の審査のためと称しての7回にわたる往復文書の内容は、大きく2つに分けられる。山本繁太郎知事(当時)による前半の4回(12年10月から13年2月まで)までは、それぞれ1か月以内に回答が出された。この間、12年12月の政権交代に

より安倍政権が誕生し、13年3月に「山口県は安倍首相の足下の県」を公言していた山本知事は従来の不許可方針を転換した。

前半の文書の最大の問題点は、そもそも中電の変更申請書には記載のない「工事区域内への第三者の立入」を、県が勝手に許可の要件である「正当な事由」(指定された期間内に竣工できなかつたことについて合理的な理由があること)に追加して許可した(報道発表資料に明記)ことである。

当初の工事竣工期間は09年10月から12年10月までの3年間であったが、ちょうど折り返しの11年3月に福島原発事故が発生した。中電は震災をまさに「奇貨」とした。申請書に書かれた遅れの理由は、「福島第一原発事故を受け、事業者が地元への理解活動や安全対策などを優先した」というもので、これでは3年の工事期

間の後半だけの理由である。前半の遅れの理由は書かれていない。そこで県は、第1回・第2回の質問で、前半の工事ができなかつた具体的な理由を求めた。知恵をつけたのである。中電は第2回の回答で「漁業権者ではない第三者が、長期間にわたりてみだりに立ち入り、船舶等で作業船に接近し、またその一部は作業船に侵入するなどしたことにより、作業船の航行や作業の妨げとなつたため、安全確保の観点から、第三者が立ち去るまで作業を見合せたものである」と白状した。

これは、反対する住民を「悪者」に仕立て、抗議行動を説得できなかつた自らの対応の不手際を責任転嫁するものである。そもそも公有水面埋立法上、免許期限の延長を許可できる「正当な事由」とは、「社会・経済的な条件の変化(インフレによる資

材の高騰など)」「気象・海象の変化(台風や津波による護岸の崩壊など)」など「埋立権者(本件では中電)の責めに帰すのが酷」である場合に限られる。かかる理由は中電の「身から出たサビ」であり、自己責任であるので「正当な事由」にはならない。原発事故が発生しようとしまいと、期限内での埋立完了は不可能であり、県は即刻不許可とすべきであった。

【結論】①補足説明はあくまでも提出された申請書の審査・判断の補完材料である。中電は時間的な余裕は十分あり、申請書の変更(差替えは不可)で対処すべきであった。

②これでは、県・中電の合作による理由の後出し・追加(追完)である。延長許可の判断の根幹に影響するもので、行政法理論・判例上違法となる。

● 3年かかつて得た国の見解 はただの引き伸ばし材料

山本知事から本件を引き継いだ岡知事は、後半3回の照会(1回目は山本知事)・回答を3年以上(13年3月から16年6月まで)かけて行つた。いずれも回答期限は1年後である。中電はわずか1ページに3〜5項目の県の質問への回答に、どうし

てこのように時間がかかるのか。この間、担当の港湾課は何をして過ごしていたのか。高みの見物の議会の姿勢も問われる。

後半から照会事項は大きく変わった。県は、埋立てを続行する理由と

して「重要電源開発地点に指定された上関原発の位置付けが何ら変わる

ことなく存続しており、将来変わる

見込みないこと」を、3回にわたり執拗に「挙証・証明」するよう求

めた。その決め手が、経済産業省の一課長(資源エネルギー庁電力整備課長)のたつた1行の回答である。

中電から国への照会は3度とも締切期限の1週間前になされ、国は3日後には即座に回答した。中電は、県の照会を受けてすぐにアクションせず、ぎりぎりまで放置していたことになる。これで、中電と国の協議がまともに行われたといえるのか。この回答を県は丸呑みした。

中電の照会には、そもそも照会の趣旨(これまでの経緯、現在の状況・問題点、将来的な課題など)は何一つ書かれておらず、国の回答も、結論に至る理由・考え方は一切不明である。これでは、埋立免許を延命させるための国一電力会社の「八百長」

問答と評されても仕方あるまい。

中電が回答に添付した国の回答は、全文次のとおりである。

第5回「現時点では想定していない」
(注:指定見直しのこと)

第6回「現時点では想定していない」
(同上)

第7回「貴見のとおり、上関原子力発電所に係る重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えていない。」

言つてることは、すべて同じである。最初の回答で、許可するかしないかの判断はできた。最後の回答は文章を長くしただけで、指定が解除されていない以上指定が有効であることは当たり前であり、また、「事情の変化」があれば解除することがあるのは一般論に過ぎない。

「国の見解」と称する一片の紙切れは、「錦の御旗」にはならない。県は3年もの時間を空費することなく中電と直接「対話」し、納得ゆくまで説明を尽くさせるべきであった。これだと、何度も「説明不足」で突き返せる。また、国と対等な関係にある自治体として、直接率直な意見交換をすべきであった。ちなみに、米軍

岩国基地の滑走路沖合移設埋立てにおける誘導路新設Ⅱ基地機能強化の変更申請は、わずか1か月余りのスピード承認であつた。同じ港湾課の仕事でこうも違うのである(拙著『基地イワクニの行政法問題』で詳論)。

【結論】①3度にわたりつなぎ合われた期限切れの延長申請に対する許可は違法である。

②国の見解はただの引き伸ばし材料で、埋立て続行の「正当な事由」には当たらず、延長許可は違法である。

③海は県民のものであつて、いつたん免許を受けたからといって、未來永劫一企業の独占物ではない。知事は、県民から良好な海の管理を信託されている。延長申請は不許可にしてもとの県民の海に戻し、中電において必要があれば、改めて新規の免許申請をさせるべきである。

【追記】9月30日、延長許可から2か月経つてようやく延長許可の決裁書が開示された。ハンコは副知事どまり(知事の責任のがれ)で、案の決定、延長の理由として「第三者の立入」は記載されていなかつた。

(ほんだひろかず／元愛媛大学教授・行政法)

上関原発計画推進に回帰した山口県

— 知事の埋立免許延長許可に続き議会が推進意見書 —

山口県議会（定数47、欠員1）は10月7日の本会議で、中国電力の上関原発（同県上関町）建設計画など原子力政策の推進を国にもとめる意見書案を賛成多数で可決した。

山口県は、福島第一原発事故後、2011年6月に当時の二井関成知事が中電の上関原発予定地の海面埋め立て免許の延長を認めない方針を示すなど上関原発計画に慎重な姿勢を取つてきたが、今年8月3日に村岡嗣政知事が埋め立て免許延長を許可した（本誌前号参照）。この意見書可決は、知事の免許延長許可と歩調を合わせたもので、山口県が福島原発事故前の上関原発推進に回帰したことを見しておる。

意見書は、「原子力政策に関する意見書」と題し、①原発を重要なベロード電源と位置づけた安倍政権のエネルギー政策について「現実を

見据えた責任ある政策」と支持を表明、②福島原発事故による国民の原発にたいする不信・不安が解消されていないと指摘、③上関原発計画に

ついて国の「重要電源開発地点に指定されている」ことを強調、「これまで以上に国及び事業者が国民の理解と立地自治体の理解と協力を得るよう努めることが不可欠」とし、④原子力政策を推進するにあたつて、福島原発事故による避難生活など事態の早期収束と廃止措置の早期完了、

国民の信頼確保と安心の醸成、原発の安全性向上のための原子力規制の強化、立地地域へのさらなる振興対策などを国に求める——という内容になつておる。

この意見書案は、自民党や公明党など4会派が共同提出し、県議会の商工観光委員会で10月4日に賛成多数で可決された（別掲参照）後、同7日の本会議で議案や他の意見書案、請願などと合わせて討論と採決がおこなわれた。

討論で、自民党の林哲也議員は、「国全体のエネルギー政策の見直しの中で、上関を含む原発の新增設計画の位置づけの明確化や万全な安全対策の確立など、諸課題の解決がなされない限り、上関原発建設計画を一時凍結せざるを得ない」とする「原発の安全対策の強化等を求める意見書」を県議会が福島原発事故後の11年7月に国に提出して以降、「原子力をとりまく状況は、事故当時から大きく変化している」と述べた。そして、「上関原発計画について位置づけに変わりがないことが国から示された。

これにたいして、社民党・市民連合の佐々木明美議員は、「福島原発事故の収束はもちろん、原因究明も終わらない状況で、このような意見書が出でくるとは驚きだ。提出者は、事故後の多くの県民の原発にたいする意識変化をどうとらえているのか。原発は人間が制御できないエネルギー源であることを福島の事故で学

に向けた取り組みを着実に進めていける」として、意見書案への賛同を求めた。公明党の先城憲尚議員は、「福島原発事故の大惨事を目の当たりにすれば、原発は即停止と考えるのは自然なことだが、有効な代替エネルギー案を示すことなく、脱原発を言うのは責任ある政策とは言えない」と批判したあと、安倍政権のエネルギー政策の妥当性を主張したうえで

「意見書案は原発推進を国に求めたものではない」と強弁した。

これにたいして、社民党・市民連合の佐々木明美議員は、「福島原発事故の収束はもちろん、原因究明も終わらない状況で、このような意見書が出てくるとは驚きだ。提出者は、事故後の多くの県民の原発にたいする意識変化をどうとらえているのか。原発は人間が制御できないエネル

んだのではないか。上関原発推進の意見書案に反対する」と述べた。共産党の木佐木大助議員は、「埋め立て免許延長を許可して、原発推進に舵を切った山口県を後押しするねらいがある。国民、山口県民の多数が原発ゼロの日本を求めている。意見書案は原発の安全神話に立ち原発回帰をめざした絵空事にすぎない。意見書採択は後に禍根を残すもので、採択に断固反対する」と語った。

この討論を傍聴した64人の県民から、賛成意見に抗議の声が上がり、反対意見には激励の拍手がおこつた。議長を除く採決で、自民党と同党新生会・県政クラブの3会派（計29人）、公明党（5人）など計36人が賛成、民進・連合の会（4人）、社民・市民連合（2人）、共産党（2人）、草の根（1人）の計9人が反対した。一方、上関原発の新設計画中止を求める請願など原発廃止請願2件は賛成少数で不採択となつた。

書が昨年10月に多数決で可決され、首相の地元の県議会として安倍政権を後押しした。今回の意見書採択も、「現時点では原発の新增設は想定していない」とする同政権が上関原発新設を後押しした。安倍政権の原発回帰政策を後押しし、「老朽原発より新設を」の世論づくりを危惧

「老朽原発より新設を」の世論づくりを危惧

戸 倉 多 香 子

安倍政権の原発回帰政策を後押しし、「現時点では原発の新增設は想定していない」とする同政権が上関原発新設を後押しした。安倍政権の原発回帰政策を後押しし、「老朽原発より新設を」の世論づくりを危惧

続いていますが、司法の判断により、なかなか再稼働が進まない中で、「老朽化した原発よりも新設を」という世論を、政府と与党自治体議員が一緒になつてつくつしていく可能性もあります。そして、上関原発の原子炉設置許可申請の審査が始まる日は近いかも知れません。

（編集部M）

8月3日、突然、村岡嗣政山口県知事が中国電力の上関原発予定地の埋め立て免許延長と設計概要変更を許可したことの意味を、ずっとと考えてきましたが、山口県議会の9月定期会が始まり、自民党と公明党の議員により「原発推進の意見書案提出」との報道があつた日、すーっと何かがつながつた気がしました。仮に、知事が不本意だつたとしても、もう止めようもない、上関原発新設に向けた大きな流れが、後ろで動き出しているのだと感じました。

これらの山口県での動きを理由に、「現時点では原発の新增設は想定していない」と、提出者の議員から説明を受けました。実際に提出された意見書案は、「原発推進とは一言も書いていない」と、提出者の議員から説明を受けました。が、内容を細かく読むと、①福島原発事故の収束に向けた取り組みを評価し、②原子力規制委員会の甘い基準を「世界で最も厳しい水準とされるいません」としている国が、新設にむけて一步前に踏み出すきっかけにされるのではないか、と不安になりまつた。同時に、40年廃炉ルールの例外規定を軽視した再稼働の審査が同できる内容ではありませんでした。

県議会全体でも、上関原発計画に反対する議員は少数派です。多数決で可決された原発推進の意見書を立てた議員は、立地計画のある自治体からの声として原子力発電を一定比率活用する方向性」を「現実を見据えた責任あるエネルギー政策」とする等、到底贊成できません。しかし、山口県民全体の声を代弁する意見書ではない」と、みんなで声をあげていきましょう。

（とくら たかこ／山口県議会議員）

天皇の生前退位について

宇佐美陸朗

今上天皇が、生前退位の意向を表明された。今急になぜ？ こういう報道もあつた。現政権の憲法改正の動きが顕著になり、戦争する国に向転換しようとする動きに対し、平和を望む天皇が嫌気をさしたものと憶測していた。その真偽は別として、日本国憲法には、皇位は世襲を決めているだけで、生前退位に関する規定はない。

「生前退位制度化には、憲法改正は不要で、皇室典範を改正すればよい（木村草太・首都大学東京教授、憲法）。

沖縄タイムス8月21日付」とある。

【憲法第1条【天皇の地位・国民主権】】天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」とあるが、象徴とは何ぞや？ どうも分かりづらい。岩波書店広辞苑第五版によると、①ある別のものを指示する目印・記号、②本来かわりのない二つのもの、《具体

的なものと抽象的なもの》を何らかの類似性の元に関連付ける作用、と解説されていた。①②どちらをとっても、象徴と規定する天皇には、人格がないことになる。

日本国憲法の基本的理念は、基本的人権の享有、平和主義、思想・良心（信教、表現、学問）の自由・平等等であるが、憲法第1章に、天皇条項を置いているのは、憲法理念と矛盾している。

【憲法第2条【皇位の継承】】皇位は世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範（皇室典範第1条・皇位は、皇統に属する男系の男子がこれを継承する）の定めるところにより、これを継承する。第2条で皇位を世襲と規定したことも憲法の理念と相容れない。勿論、皇室典範の男系の男子が皇位を継承するといった規定を容認してきたことも、憲法に反している。憲法第1条、第2条を見ただけでも天皇条項が憲法理念と

いかに乖離しているかが分かろうといふものである。

先に記した木村教授は、「天皇は国事行為の他に、象徴として活動して

きた。被災地の慰問や先の大戦の犠牲者の追悼、友好国の訪問など天皇の活動は法的には象徴行為」と説明している。これもおかしい。何故なら、天皇が象徴としての存在である以上、人格を有するものとしての行為自体、あり得ないのではなかろうか。その辺の曖昧さが国民を不感症に陥らせているのでは、と危惧する。

この矛盾だらけの日本国憲法第1章（第1条から第8条まで）をこの際見直すべき時が来たと考える。ただし、今自民党が抱えている憲法改正草案は、戦前復帰の危うい改憲草案なので、それとすり替えられないよう、細心の注意が必要であろう。

天皇条項で一番の欠陥は、天皇に人権、人格が認められていないことであろう。憲法のもとでは、人間と

して保障されていないのである。天皇に人権を付与することは、納税の義務が生じ、選挙権の行使が保障され、一般国民と同様自由な行動ができるということになる。今はあまりにもアンタツチャブルで、ヴェールのかなたの存在にまつり上げてしまっているのではなかろうか。

明治天皇が若かりし頃、側女（そばめ）に手を付けて新聞沙汰になって、侍従にお目玉を食らった記事が残っている。またイギリスの皇太子の浮気が発覚し、ダイアナ王妃と離婚した。事の良し悪しは別として、人間味溢れる出来事である。

イギリスの王室では、納税の過誤により追徴税を払つたことも報道された。もし天皇家に納税義務を負わせたなら、固定資産税は負担に堪えられないかも知れない。その時は、資産を売却すればいい。

ともあれ、憲法第1章の天皇条項は、見直す議論を起こすべきであろう。今回は、第1条、第2条だけを問題にしたが、第3条から第8条までも、国民に開かれた議論を行い、再検討が必要だろう。

（うさみ むつお／愛媛県
西条市在住、牧師）

私たちの手で憲法を政治に反映させよう

田坂量慈

九月十九日、安全保障関連法が成立して一年がたつた。集団的自衛権の行使を認め、国連平和維持活動(PKO)の活動範囲を広げ、安倍政権は本格運用に向けて着々と準備を進めている。

その一方で、安倍首相が、この法律について国民の理解が深まるように「丁寧に説明する」と言つた約束は果たされず、「抑止力の強化」も、まったくその効果は見えない。

その一方で、安倍首相が、この法律について国民の理解が深まるように「丁寧に説明する」と言つた約束は果たされず、「抑止力の強化」も、またくその効果は見えない。

なによりも、この法律は憲法違反であり、集団的自衛権の行使は憲法九条を踏み躡るものだ。憲法に従つて政治を行うという「立憲主義」が、安倍政権のもとで限りなく空洞化していく。このままでは「日本国憲法」が、つまり、国民の平和な生活が破壊されてしまう。

「立憲主義」といえば、先日、聖徳太子の「憲法十七条」を読んで、これは古代日本の「立憲主義」ではないかと思つた。それは、この憲法が

権力者の専横を抑え、人民の生活を守ろうとする精神に満ちていると感じたからだ。

第一条「和をもつて貴しとなす」は、この憲法が平和主義であることを示している。

第五条は、財力のある者の訴えは、まるで石を水に投げ入れたように通つてしまふ。ところが、貧しい者の訴えは、水を石に注ぐように通らない。これでは貧しい民はどうしていいかわからず、役人たちは本来果たすべき責任を果たしていないことになる」と、人民の立場に立つた政治や裁判が行われなければならないと言つてゐる。

第十六条は、「民を公の仕事に使うときは、農作業や養蚕の時期を避け、冬に行うべきだ。農作業や養蚕がで

きなかつたら、民は何を食べ、何を着るというのだ」と、民の暮らしを守ろうとしている。

第十七条は、「大切なことは、みん

なでよくよく議論して決めるべきだ。決して独断で決めてはいけない」と結ばれている。

私は古代日本の歴史について、また、この「憲法十七条」が実際どの

ように当時の政治に反映されたのか詳しくは知らない。しかし、条文を読むかぎり、その精神において、「日本憲法」に近しいものを感じる。

私は、浄土真宗本願寺派の僧侶だが、「憲法十七条」は「浄土真宗聖典（注釈版）」にも掲載されている。宗

祖親鸞聖人は聖徳太子を「和國の教主（日本の釈尊）」と尊敬され、聖

徳太子を讃える「和讚（和文の讃歌）」を二百首も詠まれてゐる。次はその中の一首。八十三歳のときに詠まれたものである。

たものである。

ときは、農作業や養蚕の時期を避け、冬に行うべきだ。農作業や養蚕ができなかつたら、民は何を食べ、何を着るというのだ」と、民の暮らしをともしきものあらそひは

水を石にいるるにたりけり

（たさか りょうじ／広島県

鳴されて詠まれた歌に違いない。自ら経験された專修念佛弾圧という権力者の専横に対し、「主上臣下、法に背き義に違し」（「教行信証」と強く抗議された親鸞聖人の批判精神は、晩年になられてもなんと若々しいことか！

九月十六日、福岡高裁那覇支部は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設を巡り、翁長雄志沖縄県知事が埋め立て承認の取り消し撤回に応じないのは違法だと国が訴えた訴訟で、知事の対応を「違法」と判断し、国側全面勝訴の判決を言い渡した。

国訴えはまるで石を水に投げ入れたように通つてしまふ。一方、沖縄が米軍基地負担の軽減や辺野古への移設反対を訴えても、訴えても、

まるで水を石に注ぐように通らない。

私たちは、「日本国憲法」の国民主権、平和主義、基本的人権の尊重、三権分立など、そのすばらしい中身を、真に政治に反映させるために益々努力し、連帯して闘わなければいけない。憲法をないがしろにするような政権は一刻もはやく打倒しなければいけない。

（たさか りょうじ／広島県

『野火』

塚本晋也監督

評者 鈴木右文

「野火」(二〇一五)は、市川崑監督の一九五九年の同名の作品とは原作も大岡昇平で同じながら、二〇年の構想を経た執念の作品。

フィリピンのレイテ島で肺を病む田村一等兵は野戦病院と兵営をたらい回しされるが、空襲でジャングルにさまでよう身となる。海岸へたどり着けば本国へ帰る船に乗ると聞いて兵たちは動き回るが、食糧もなくて、野生の芋をかじり、草を食み、互いを殺し合つて人肉を食らう。中には猿と称して現地人を殺して食べる者も。田村も荒れた教会に偶然来た地元の若者を混乱の中銃殺してしまい、銃を放棄する。しかそのようすに神への意識に目覚めても、回りは人間であることをやめた兵士たちばかりだ。夜に最後の山越えに出た兵士たちは米軍の攻撃で死滅。田村は投降しようにも、先に投降した若者が地元民に銃殺されるのを見てそれもできない。気がついた時は米軍

の野戦病院の中だった。
美しい自然の中に狂氣と殺戮に満ちた人間の世界を対比的に描く。そのリアルな描写には正視できない向きもある。無駄なく切り込む映像に震えが来る。

原作者自身の戦争体験を基にした

原作も数々の賞を得たが、この作品も、全くスパンサーがつかず、遺産を投げ打つての自主製作だったが、数々の賞を得た。監督自ら脚本も制作も主演もこなし、当時を知る人が少なくなる焦りの中でしつかり時代へのメッセージを残してくれた。キネマ旬報の年間ベストテン第二位、ある評論家はベストテンをすべてこの作品で満たしたく、また戦争ができる国を目指す政治家全員が見よと評している。それにしてもこうした作品に出資者のつかない日本の現実は何とかならないものか。

(すずき ゆうぶん／九州大学
言語文化研究院教員)

【夏季カンパ御礼】

▼この夏、読者・支持者の皆さまにお願いいたしました「創刊35周年夏季カンパ」、374人の方々から、計110万3000円をお寄せ頂きました。春の「特別カンパ」に引き続き負担をお願いしたにもかかわらず、多大なご協力・ご援助をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。今後共ご指導、ご鞭撻、ご援助のほど、宜しくお願い致します。

『編集後記』

▼今号のメインタイトルは「戦争行為へと踏み出すPKO新任務」としました。

巻頭言では紙幅がなく説明を割愛しましたが、「PKO新任務」というのは、ひとつは「駆けつけ警護」というもので、「離れた場所で武装勢力に襲われた国連職員や他国軍兵士、NGO職員らを、武器を持って助けに駆けつける」こと。もう一つは他国軍と連携して宿营地を守る「宿营地共同防衛」というものです。この「新任務」は、明らかに武力行使を前提としています。自衛隊が戦後初めて、外国で「殺し殺される」関係へと入り込むことになります。

反戦情報編集部(代表:永田信男)

〒753-0212 山口市下小鯛2836-19

(T/F) 083-929-13674

山口連絡所

(T/F) 083-902-13030

広島連絡所

(T/F) 082-233-17322

福岡連絡所

(T/F) 092-292-8521

郵便振替口座

01520-5-12786

加入者名 反戦情報

銀行口座

普通預金 2012672

加入者名 永田信男

E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp

バックナンバー紹介

反戦情報

2016.9.15 №384



(本) 天皇「生前退位」の意向表明 改憲への想
2 教育における政治的中立と教育費削減
3 全国学力テスト実施下の大都市で生じる教育偏
4 「主徳者教育」テーマの山口県農林水産省研修会
5 中国電力の横浜経営課の全額譲り受けをめぐ
6 今後は「大企業で働く責任感」をめぐる議論が
7 「生前退位」の実現に向けた具体的な手立て
8 「政治力の運営の中心を考える」と題した研修会
9 上級幹部研修会(小川有輔会長)開催報告
10 山口県より上原豊吉議員が新任議員に任命する
11 研修会 11 「かぎのくに」 鈴木 右文 23

反戦情報

2016.8.15 №383



(本) 実業家が語る事業
2 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
3 参院選・参議院選挙の結果について
4 「主徳者教育」テーマの山口県農林水産省研修会
5 中国電力の横浜経営課の全額譲り受けをめぐ
6 今後は「大企業で働く責任感」をめぐる議論が
7 「生前退位」の実現に向けた具体的な手立て
8 「政治力の運営の中心を考える」と題した研修会
9 上級幹部研修会(小川有輔会長)開催報告
10 山口県より上原豊吉議員が新任議員に任命する
11 研修会 11 「かぎのくに」 鈴木 右文 23

反戦情報

2016.7.15 №382



(本) 生まれたる新芽 昆島が以降
2 「私たちたゞでなく」 改める教育革新の動き
3 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
4 参院選・参議院選挙の結果について
5 「主徳者教育」テーマの山口県農林水産省研修会
6 中国電力の横浜経営課の全額譲り受けをめぐ
7 今後は「大企業で働く責任感」をめぐる議論が
8 「生前退位」の実現に向けた具体的な手立て
9 「政治力の運営の中心を考える」と題した研修会
10 上級幹部研修会(小川有輔会長)開催報告
11 研修会 11 「かぎのくに」 鈴木 右文 23

反戦情報

2016.6.15 №381



(本) オバマの選択
2 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
3 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
4 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
5 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
6 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
7 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
8 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
9 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
10 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
11 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
12 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
13 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
14 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
15 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
16 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
17 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
18 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
19 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
20 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
21 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
22 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
23 「政治力の運営の中心」についての意見交換会

反戦情報

2016.5.15 №380



(本) 熊本地震、募る「原発大震災」再来への危惧
2 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
3 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
4 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
5 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
6 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
7 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
8 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
9 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
10 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
11 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
12 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
13 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
14 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
15 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
16 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
17 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
18 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
19 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
20 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
21 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
22 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
23 「政治力の運営の中心」についての意見交換会

反戦情報

2016.4.15 №379



(本) 戦争法も原発再稼働も「根っ子はひとつ」
2 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
3 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
4 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
5 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
6 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
7 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
8 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
9 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
10 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
11 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
12 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
13 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
14 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
15 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
16 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
17 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
18 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
19 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
20 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
21 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
22 「政治力の運営の中心」についての意見交換会
23 「政治力の運営の中心」についての意見交換会